

府中町障害者施設通所交通費助成実施要綱（平成20年3月31日訓令第33号）

最終改正:令和6年2月9日訓令第4号

改正内容:令和6年2月9日訓令第4号 [令和6年2月9日]

○府中町障害者施設通所交通費助成実施要綱

平成20年3月31日訓令第33号

改正

平成22年6月14日訓令第25号  
平成24年4月16日訓令第22号  
平成26年3月31日訓令第14号  
平成26年3月31日訓令第19号  
令和6年2月9日訓令第4号

府中町障害者施設通所交通費助成実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者施設等に通所する障害者に対して、交通費を助成すること（以下「助成」という。）により、経済的負担を軽減し通所を促進させるとともに、当該施設における訓練又は介護（以下「訓練等」という。）を効果的に受けさせ、地域生活を支援し、社会復帰を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。

2 この要綱において、「交通費」とは、次条第1項に規定する施設等（以下「通所施設」という。）に訓練等のために通所するときに要する経費をいう。

（対象者）

第3条 この要綱により交通費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本町が法第22条に基づく介護給付費等の支給決定を行った者で、次の各号のいずれかの施設又は事業所に通所しているものとする。ただし、第5号の施設にあっては、府中町地域活動支援センターⅢ型事業費補助金交付要綱（平成20年訓令第32号）に基づき、本町が運営費補助の対象としている者とする。

- (1) 法第5条第7項に規定する生活介護を供与する事業所
- (2) 法第5条第12項に規定する自立訓練を供与する事業所
- (3) 法第5条第13項に規定する就労移行支援を供与する事業所
- (4) 法第5条第14項に規定する就労継続支援を供与する事業所
- (5) 法第5条第25項及び府中町地域活動支援センターⅢ型事業費補助金交付要綱に規定する地域活動支援センター

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、除くものとする。

- (1) 通所施設から交通費を支給されている者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく移送費等又は他の法令により交通費の給付を受けている者

（助成金額等）

第4条 助成は、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算出した交通費の月額で、第6条又は第8条第2項により町長が認定した額を、月単位で支払うものとする。

2 前項の額は、対象者が通所に当たり利用する交通機関等の1日あたりの所要額に、通所した日数を乗じて得た額（対象者が通所施設との契約に基づく有償の送迎を利用する場合にあっては、1月あたりの所要額）と、対象者の当該月の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

（申請）

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通所に当たって利用する交通機関等について、当該通所施設を運営する事業者の代表者（以下「代表者」という。）の証明を受けた障害者施設通所交通費助成申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

（決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、申請者が対象者であると認めるときは、障害者施設通所交通費助成決定通知書（様式第2号）を、対象者でないときは、障害者施設通所交通費助成却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（請求）

第7条 助成の決定を受けた対象者（以下「助成対象者」という。）は、原則として翌月の末日までに、代表者の証明を受けた障害者施設通所交通費助成請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 助成対象者は、助成金の請求及び受領を、代表者に委任することができるものとする。

（届出）

第8条 助成対象者は、通所施設の退所、住所の異動等により、対象者としての資格を失ったときは、障害者施設通所交通費助成廃止届（様式第5号）により、住所、氏名又は通所に当たって利用する交通機関等の変更があったときは、障害者施設通所交通費助成変更届（様式第6号）により、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項に規定する届出を受けたときは、その内容を審査し、障害者施設通所交通費助成廃止（変更）通知書（様式第7号）により当該届出をした助成対象者に通知するものとする。

（取消等）

第9条 次に掲げる事由により不当に助成金の支給を受けた者に対しては、その決定を取り消すとともに、取り消すまでの間の助成金の全部又は一部の返還を求めるなど必要な措置を講じるものとする。

- (1) 前条の規定に違反し、対象者としての資格を失い、又は交通費の額が変更したため、助成金の額が減額となるにもかかわらず、届出を行わず助成金の支給を受けていた者
- (2) その他、不正に助成金の支給を受けたと町長が認めた者  
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、平成20年3月31日から施行し、平成18年10月1日から適用する。  
(府中町知的障害者援護施設通所交通費助成事業実施要綱及び府中町授産施設相互利用制度利用者交通費助成事業実施要綱の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 府中町知的障害者援護施設通所交通費助成事業実施要綱(平成16年訓令第12号)
  - (2) 府中町授産施設相互利用制度利用者交通費助成事業実施要綱(平成16年訓令第11号)  
(経過措置)
- 3 前項の規定にかかわらず、府中町知的障害者援護施設通所交通費助成事業実施要綱の様式により作成した用紙は、平成20年5月31日までの間、使用することができる。  
附 則(平成22年6月14日訓令第25号)  
(施行期日)
  - 1 この訓令は、平成22年6月14日から施行し、改正後の府中町障害者施設通所交通費助成実施要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。  
(経過措置)
  - 2 この訓令の適用の日以後に、この訓令による改正前の府中町障害者施設通所交通費助成実施要綱第5条の規定により申請を行っていた者は、この訓令による改正後の府中町障害者施設通所交通費助成実施要綱第5条の規定による申請をしたものとみなす。  
附 則(平成24年4月16日訓令第22号)  
この訓令は、平成24年4月16日から施行する。  
附 則(平成26年3月31日訓令第14号抄)  
(施行期日)
    - 1 この訓令は、平成26年3月31日から施行する。  
附 則(平成26年3月31日訓令第19号)  
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則(令和6年2月9日訓令第4号)  
この訓令は、令和6年2月9日から施行する。

## 様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第1号	障害者施設通所交通費助成申請書	第5条
様式第2号	障害者施設通所交通費助成決定通知書	第6条
様式第3号	障害者施設通所交通費助成却下通知書	第6条
様式第4号	障害者施設通所交通費助成請求書	第7条
様式第5号	障害者施設通所交通費助成廃止届	第8条
様式第6号	障害者施設通所交通費助成変更届	第8条
様式第7号	障害者施設通所交通費助成廃止(変更)通知書	第8条

様式（省略）

---